

第7期第15回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月20日(火) 午前10時00分から午前10時10分

2. 開催場所 むかわ町産業会館第1研修室及び穂別総合支所委員会室

3. 出席委員 ○(27名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	小岸 元気	○	10番	田代 英孝	○	19番	佐田 正彦	○
2番	中田 賢大	○	11番	小笠原 正実	○	20番	森山 幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬 利一	○	21番	伊藤 正人	○
4番	山本 好一	○	13番	毛利 武	○	22番	貞廣 賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	平島 道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木 茂美	○
7番	山谷 和彦	○	16番	藤岡 健人	○	25番	藤江 政利	○
8番	宇南山 浩利	○	17番	石崎 代里子	○	26番	佐々木 保成	○
9番	永田 寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島 勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同
に関する件

第4 報告第2号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁-事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局-支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長からご挨拶をいただき引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は27名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第15回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは、議事日程に従い進めてまいります。

議長	日程第1 「議事録署名委員の指名」ですが、3番・辻勉委員と4番・山本好一委員の両名を指名したいと思いますが鶴川地区、よろしいでしょうか。
鶴川地区	(異議なし)
議長	穂別地区、よろしいでしょうか。
穂別地区	(異議なし)
議長	それでは、両名に決定をいたします。 日程第2 「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告2件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが鶴川地区、よろしいでしょうか。
鶴川地区	(異議なし)
議長	穂別地区、よろしいでしょうか。
穂別地区	(異議なし)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主事	報告第1号、北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補者の推薦に係る賛同に関する件について、ご報告申し上げます。 2ページ、3ページにむかわ町長から推薦に係る賛同依頼があります。 今回、農業士として推薦される [REDACTED] は、鶴川地区において水稻と畑作を中心とした経営を行っており、農産物のさらなる品質向上や収量増加のため日々研鑽を重ねております。また、農協青年部や生産部会において、自ら率先して重要な役割を担い、農業者のリーダーとして活躍しており周囲からの信頼も厚いです。 次に、同じく農業士として推薦される [REDACTED] は、穂別地区において水稻を中心とした経営を行っており、作業体系の見直しや経営面積拡大、堆肥導入の取り組み等を実践しております。また、 [REDACTED] が主催する海外研修に参加されており、海外の良い点を積極的に取り入れ、作物栽培について熱心に研究されています。農業関連組織では、 [REDACTED] に参加されており、平成25年から26年まで [REDACTED] を務めあげ、周囲からの信頼も厚い方です。 以上のことから、町が2名を北海道農業士に推薦するにあたり、農業委員会としてもふさわしいと判断し、4ページ、5ページにありますとおり、賛同しております。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、鶴川地区、質疑はありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
議長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂別地区	(異議なし)
	質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第4 報告第2号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	<p>報告第2号、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書7ページをお開き願います。新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。</p> <p>それでは、農地所有適格法人として要件を満たしているか、ご報告させていただきます。</p> <p>1点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は株式会社でありますので、要件を満たしております。</p> <p>2点目に、事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議案の事業内容欄に1から8まで記載しておりますが、農業に関する事業が記載されている事が確認でき、主たる事業が農業であると認められ、要件上、売り上げの過半は農業収入であることが要件となっていますが、こちらも要件を満たしていると認められます。</p> <p>3点目に、構成員要件です。これは構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。総議決権数は520であり、農業関係者であると認められる構成員の議決権の合計は261となるため、要件は満たしていると認められます。</p> <p>4点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ150日以上農業に従事する者でなければなりません。構成員要件の時に説明しておりますが、業務執行社員で[]は出資者であり、かつ、年間農業従事日数を150日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。</p> <p>最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員・従業員等のうち誰か一人以上の者が、年間60日以上農作業に従事することが求められる要件となります。いずれも年間農作業従事日数が、60日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。</p> <p>以上、[]については、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められます。</p> <p>以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。

議長	報告第2号について、鶴川地区、質疑はありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
議長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、10月25日に召集いたしますのでよろしくお願ひいたします。大変お疲れ様でした。